知的財産政策に関する意見

人口減少下のわが国において、企業が成長する力を強化していくためには、技術や文化を生み出し、それをビジネスの拡大に結び付ける取り組み、すなわち知的財産の創造・保護・活用を活性化することが極めて重要である。特に、わが国法人数の99%を占め、地域経済を支える中小企業が、知的財産を最大限活用できる事業環境を整備することが必要である。個々の中小企業が、その強みを知的財産とし、権利の取得・保護を進め、付加価値の高い製品・サービスの提供といった戦略的経営につなげる、こうしたプロセスの負担を可能な限り軽減することが効果的である。あわせて、知的財産の侵害を防ぎ、万一侵害があった場合でも、中小企業にとって、透明性と納得感の高い結果が得られるよう、紛争処理システムを見直す必要がある。

また、地方の疲弊という構造的な課題を抱えるわが国では、産学官や企業間の連携、あるいは文化観光資源・特産品など地域ブランドを通じた地方創生の取り組みが盛んに進められているが、その成功は技術やコンテンツなど知的財産をいかに有効に活用できるかにかかっている。

さらに、TPPを活用し、産業競争力の強化と外需の捕捉を成し遂げるためには、わが国の知的財産制度を各国・企業から選ばれ、活用されるものに見直すとともに、わが国が中心となって国際的な知的財産制度の構築を進めることが重要である。クール・ジャパンとして海外からの評価が高いわが国コンテンツ産業が、アジアをはじめとした海外市場を獲得できるよう、官民をあげた集中支援を行うことも必要である。特に、海賊版等の著作権侵害コンテンツの流通に対しては断固たる対策を粘り強く進めていくことが肝要である。

以上の基本的な考えにもとづき、知的財産政策に関する意見を下記のとおり、述べる。

I. 中小企業の知的財産権取得・活用に関する支援

1. 中小企業が知的財産権を容易に取得できる環境を実現する 中小企業が知的財産権を取得する上で、最初の壁となるのは知的財産権の 取得コストが高いこと、及び申請手続きが煩雑であることなどが挙げられる。 このような中小企業の資金的・心理的ハードルを早急に下げることが必要で ある。そこで、以下の施策を講じられたい。

(1) 知的財産権の取得・維持費用を下げる

- 中小・小規模企業、ベンチャー企業が、複雑な要件に縛られることなく、 一律に費用負担の減免措置を受けられるよう、料金減免体系を抜本的に 見直すこと。例えば、米国のスモールエンティティ・マイクロエンティ ティ制度を参考に、(中小企業基本法の範囲で)、従業員300人以下の 中小企業には一律に料金を半減し、さらに、出願経験の乏しい中小企業 については料金を1/4に減免するよう、制度を改善すること。
- 特許料の減免制度と同様の減免制度を実用新案・意匠・商標の各知的財産権にも導入すること。
- 中小企業が強固で安定的な特許を取得するためには、技術に精通した弁理士のアドバイスや申請への関与が必要であるが、中小企業にとっては費用の負担が大きいことから、弁理士費用の補助等を創設すること。
- 外国出願における支援対象経費の範囲を拡大し、出願前後に係る費用についても補助を行うとともに、上限額を引き上げること。また、公募期間を拡大し、利用しやすい制度とすること。

(2) 知的財産権を取得するための手続きを簡単かつわかりやすく

● 知的財産権の申請書類を簡素化し、手続き負担を軽減すること。例えば、 出願、審査請求、早期審査、減免制度の申請において、各段階で個別の 書類の提出を求める現在の方式を改め、可能な限り一括申請ができるよ う、改善をすること。また、その様式についても、申請が簡易化される よう工夫(例:該当事項にチェックを入れる方式など)するとともに、 申請要件等については宣誓(※)に変更し、添付を要する証明書類を削減 すること。

※アメリカでは、申請書類に中小企業である旨を宣誓(該当の要件項目にチェック) すれば、費用減免の対象になる。但し、虚偽申告(宣誓)の場合は、権利行使不能 や取り消される場合がある。 ● 知的財産権の出願から登録までの流れや個別の書類の記載方法等に関し、特許庁のホームページで分かりやすく説明するとともに、広く普及啓発を行うこと。また、各自治体における補助制度などをわかりやすく紹介すること。

2. 中小企業が知的財産経営を実践するために

- (1) 知的財産を戦略的に経営に活かそうとする中小企業への支援
 - 特許のみならず、実用新案、意匠、商標、営業秘密等の知的財産を適切に使い分ける知的財産戦略の策定支援を強化すること。支援に当たっては、単なる権利化ではなくビジネスモデルを構築する観点が重要であり、大手企業のOBなど、知的財産戦略の策定・実践に経験のある人材を活用すること。
 - 中小企業が保有する特許の活用促進のため、その戦略的な活用に関する 民間企業によるコンサルティングに要する費用について、負担軽減のた めに必要な支援を講じること。
 - 知的財産の戦略的活用に関する先進事例の紹介等を強化すること。
 - パテント・ボックス税制(知的財産権に起因する収益に対する税負担の 軽減)を創設すること。
 - わが国のものづくりを支える中小企業の技術開発や研究開発を後押しするため、研究開発税制において、オープンイノベーション (特別試験研究費)の範囲に、特許譲受対価を追加すること。また、控除率について、現行の 12%から引き上げるとともに、控除上限の別枠化を図ること。
 - 中小企業が、自社で開発した技術を活かして自社製品を生み出し、売上及び収益の向上につなげるため、研究開発のみならず製品化や販売促進に関する支援を拡充すること。
 - 開放特許の流通・活用を促進するため、開放特許情報データベースに登録した特許権の権利維持費用を軽減すること。
 - 中小企業のニーズに応じた開放特許のマッチング支援など、コンサルティング機能を備えた支援体制を設けること。

(2) 中小企業の知財活用を支える人材育成への支援

- 権利化にとどまらず、営業秘密の活用やオープン&クローズ戦略を含む トータルな知的財産戦略を立案・推進できる人材の育成カリキュラムを 開発し、中小企業向けに提供すること。
- 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)及び開放特許流通データベースの活用に関する講習会について、開催回数の増加を図るとと

もに内容の充実化、地方への開催拡大、講義映像のインターネット配信、 企業内研修等への講師派遣など大幅な拡充を行うこと。

- 中小企業における知財人材育成のため、先進的な企業の取り組み事例を 提供すること。また、知的財産管理技能検定の資格取得に向けた支援を 行うこと。
- 中小企業診断士、金融機関、大手企業のOB等、中小企業の知的財産の 戦略的活用促進に携わる人材向けの研修プログラムの体系化を図るこ と。
- 知的財産の戦略的活用について中小企業が弁理士に相談する際、中小企業支援に精通している弁理士を的確に選定しやすくすること。 [例えば、弁理士の認定制度を創設する等]
- イノベーションを促進するためには、発明や創作などの成果である知財 を尊重する風土づくりが重要である。そこで、小中学校のカリキュラム において、発明の意義や知財の重要性について考える機会を設けること。

(3) 金融にも役立つ知的財産制度にするために

中小企業が保有する独自技術の価値や将来性が適切に評価され、その資産価値が明確になれば、研究開発へのインセンティブ向上や、高い技術を持つ中小企業の円滑な資金調達の実現などに資することとなり、イノベーションの促進が期待される。

そのため、以下の施策に取り組まれたい。

- 金融機関に対し知的財産の適正な評価をもとにした融資を促すため、現在 行われている「知財活用ビジネス評価支援」、「知的資産報告書作成支援」 を拡充し、さらに積極的に推進すること。
- 多数の特許が自由に取引される特許流通市場の整備や、知的財産の資産価値を数値化・指標化するなど、知的財産の経済的価値が客観的に評価される仕組みを構築すること。

(4) 知的財産侵害に対する支援および対策の強化

- 取引先による技術やノウハウなどの知的財産の吸い上げ等の実態を調査するとともに、不当な技術の吸い上げを行う企業に対しては、企業名を公表するなど、独占禁止法(優越的地位の濫用)のガイドラインを拡充し、断固たる措置を講じること。
- 模倣品・海賊版等による知的財産侵害について、日本政府は相手国政府 に対策強化を一層働きかけること。また、相手国における侵害の発見、 侵害先への警告、警察への被害届等の提出、税関への差押え請求、裁判 所への提訴、民間交渉などにおいて在外公館やジェトロは積極的に関与

するなど対応を強化すること。また海外の模倣品・海賊版対策の費用への補助 (「中小企業知的財産活動支援事業費補助金」等) を拡充すること。

- 模倣品・海賊版による被害の実態を正確に把握し、その取締りを強化するため、「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」について、拡充強化に向けた施策を講じるほか、関係省庁等が行う相談窓口との連携を強化すること。
- 海外での模倣品・海賊版の流通を阻止するため、侵害発生国の税関、警察等の執行機関について、わが国の取締りの実践的なノウハウの提供や定期的な意見交換を継続的に実施すること。さらに、現地における厳格な取締りの実現に向け、侵害発生国の取締り状況を調査し、必要に応じて改善を要求すること。
- 輸入差止申立書に添付する特許庁の判定書の発行期間を短縮すること。
- 海外における知的財産権の取得・活用に関しては、出願時の費用のみならず、出願前の調査・情報収集や、出願後の権利維持に係る負担も大きい。そこで、外国出願支援事業の対象経費を拡大し、出願前後に係る費用についても補助を行うとともに、上限額を引き上げること。また、公募期間を拡大し、利用しやすい制度とすること。
- 現在、都道府県等中小企業支援センター及びジェトロ本部が担っている 「中小企業外国出願支援事業」の受付窓口を拡大すること。
- 海外における知的財産の侵害等に関する相談体制を強化し、侵害調査費用等に関する支援制度の周知を図ること。
- 創設予定の海外知財訴訟保険制度について周知を強力に行うこと。

Ⅱ. 地方創生・地域活性化に資する知的財産権の実現

地方創生・地域活性化の実現には、地域の産業特性を踏まえたものづくり等産業のイノベーション促進(ローカルイノベーション)、地域資源・技術を活用した販路開拓やブランド化(ローカルブランディング)が不可欠である。これらを実現するためには、企業間連携を活かすと同時に、地域の産業特性、地域資源、技術を徹底的に活用し、地域の付加価値を創造することが不可欠である。また、地方大学や公設試験研究機関が保有する技術等の活用による地域中小企業の競争力強化や、地域資源の権利化、地域ブランドの構築に向けた強力な支援に取り組むべきである。

以上のことから、次の施策が必要と考える。

1. 地域が保有する知的財産を中小企業の連携強化に活用

- 地方創生は、地域の企業が地域の特性に応じてスピード感をもって事業展開できる、地域戦略がポイントになる。そのため、地方自治体は知的財産の創造・保護・活用を強化する地域戦略を策定し、中小企業の知的財産戦略のあり方、支援施策の体系と方向性を明確にすること。また、国はその策定を積極的に支援すること。
- 産学連携推進の起爆剤とするべく、大学や研究機関が保有する特許を中小企業が事業化評価をする間、中小企業に無償で開放すること(山口大学の特許開放モデルの展開)。
- 産業界、大学、地方自治体が連携し、基礎研究から出口までを見据えた研究 開発等を推進する「SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)」について、優れた技術を持つ中堅・中小企業向けの枠を創設すること。
- 地方大学や公設試験研究機関等が保有する特許等の技術を中小企業が有効 に活用するため、各企業に対しこれらの技術活用を促し、製品化まで支援で きるコーディネーターの育成・配置を行うこと。
- 企業と大学の適切な権利配分を実現するため、産学連携における契約締結時 のサポート等の支援を行うこと。
- オープンイノベーションに取り組む大企業と独自の技術を持つ中小・ベンチャー企業のマッチングを図り、中小・ベンチャー企業が保有する技術の活用を促進すること。
- 中小企業の知財活用をさらに促進するため、知財総合支援窓口が、相談対応 のみならず、中小企業のネットワーク化を通じ企業間のノウハウの共有や人 材育成に取り組むなど、地域における支援機能をいっそう強化すること。
- 中小企業のデザイン活用を促進するために、デザイナーとのマッチングやデザイン芸術系大学との産学連携等の施策を強化すること。
- 2. 地域資源を権利化・ブランド化して地方創生の目玉に
- 地理的表示保護制度については、わが国の農林水産品の高付加価値化、ブランドカ向上に極めて役立つため、積極的なPRを行い、利用を促進すること。
- 地理的表示保護制度の対象となる農産品の範囲を拡大すること。
- 伝統工芸品や地域の工業製品などの非農林水産品が地理的表示保護制度を 活用できるよう、制度の拡充を図ること。
- 地域団体商標制度の活用を促進するため、商標を料金減免制度の対象とし、 商工会議所等を減免措置の対象団体とすること。
- 地域団体商標制度や地理的表示制度で保護されない地域ブランドについて、 ブランドマネジメントを行うための補助制度等を創設すること。
- 各省庁や自治体がそれぞれ行っている地域ブランド強化に係る支援事業について、所管省庁の枠を超えた組織横断的な対応を可能とし、長期的な視

点で地域ブランドの育成につながるよう再構築すること。

- 京都ブランド、浜松地域ブランド「やらまいか」、まちだシルクメロン(町田)をはじめとする、地域における製品やサービスのブランド力向上に係る取り組みを後押しし、情報発信や販路開拓など、強力に支援していくこと。(例:「葛飾ブランド(葛飾町工場物語)」、「すみだブランド(すみだモダン)」、「大田ブランド(ものづくりネットワーク)」、「板橋Fine Works」、「メイド・イン・品川」、等の取り組み支援など)
- 地域資源のブランド化には、素材の発掘・生産、ストーリー性の構築、商品化、最適なチャネルでの販売といったサプライチェーンを、地域の多様な連携により構築することが必要である。こうした取り組みの支援のため、28年度予算案に盛り込まれた全国展開支援事業(地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト)、JAPANブランド育成支援事業、ふるさと名物応援事業について、円滑な実現を図ること。
- 3. 地域の知財活用人材を育てて地域主導の地方創生を促進する
- 多くの地域では第一次産業が基幹産業となっており、地域の活性化には農商 工連携・6次産業化の推進等が必要であることから、その核となる人材の育 成(食の6次産業化プロデューサー等)への支援を拡充すること。
- 地域の知的財産(育成者権、商標権、意匠権等)を総合的に活用し、地域産品の価値を高めるブランドマネジメントを担う人材の育成を図ること。
- 「くまモン」に代表される地域のPRキャラクターは、多大かつ多方面の経済波及効果を有し、地域活性化に大きく貢献している。他方、キャラクターの活用に際しての著作権管理やビジネス展開に通じた人材の不足に悩む地域も存在することから、関連情報の提供や成功事例の横展開などの支援を強化すること。

Ⅲ. わが国企業の産業競争力強化に向けた知財システムの構築

1. 中小企業が知財を守るための知財紛争処理システムの構築

中小企業は経営資源の制約から、知財侵害に対抗して訴訟を提起することが難しい。中小企業が訴訟を起こすのは、自社のビジネスを侵害され、その影響が看過できない場合である。しかし、知財訴訟において原告・中小企業の勝訴率は20%に満たない。さらに、勝訴したとしても中小企業の損害賠償請求額に対する認定率は8%と、大企業の30%に比べ低い。中小企業は判決時に賠償額をより多く減額されている。このように、特許権等でビジネスをしっかりと守ることができないならば、中小企業は技術開発など知財を創造し活用する

意欲を大きく削がれる。

特許等が創意工夫の成果として尊重され、安定的に活用できることが、中小企業の存続・発展にとって必要不可欠である。中小企業が知財紛争処理に求めるのは、特許等が裁判においても高い安定性が認められること、並びに知財侵害の際に訴訟提起が容易にできることである。またこのような紛争処理システムの改善に加えて、取引先による中小企業の技術・ノウハウの不当な吸い上げに対しては、企業名を公表するなど独占禁止法(優越的地位の濫用)のガイドラインの拡充も検討されるべきである。

以上のような視点から、次の施策の実現を求める。

(1) 特許権の安定性を高める

知財訴訟において無効の抗弁が提出された際に、37%の特許等が無効とされており、特許等の安定性への懸念を生んでいる。こうした懸念を払しょくするために最も重要なことは、裁判において特許等の有効性が否定されることがないように、特許庁が確実な審査を行うことである。

また、裁判所の技術的専門性を更に高めるための措置を講じることが重要である。侵害訴訟において権利付与した専門官庁である特許庁に意見陳述を行う機会を与えることも必要である。

さらに、特許権の権利付与段階における取り組みも重要である。公正取引委員会は独占禁止法違反の審査に関する規則・ガイドラインを定め、これを一般に公表することにより、準法律的な取り扱いが認められている。同様に、特許庁の知財権付与の審査に関する内部基準について、規則として公表し、準法律的な効果を付与することによって、権利の安定性を高めることを併せて検討するべきである。

(2) 証拠収集手続きを強化する

中小企業からは、侵害訴訟を提起する際に、特に被疑侵害者の生産現場で使用する製法に関する特許は、侵害事実を立証するための証拠収集が難しいとの声が多い。一方で、中小企業を原告とする知財訴訟では、非侵害による原告敗訴が6割以上を占めている。中小企業が侵害に際して証拠を十分に収集できるようにするとともに、見込み違いによる提訴を防ぐためには、訴訟提起後はもとより、訴訟提起前の証拠収集を容易にすることが必要である。例えば、ドイツの査察制度を参考に、裁判所の許可を得て、中立的な査察官が証拠収集を行う制度の導入を検討すべきと考える。査察に当たっては、営業秘密漏洩に関する懸念が寄せられていることから、裁判所の許可、及び査察官の秘密保持を厳格にすることにより、これらの懸念を払しょくするべきである。

(3) 侵害差止めの迅速かつ的確な対応を

中小企業が特許や商標を取得するのは、他社からの侵害を防ぐためである。 しかし、現実には、中小企業が侵害品を見つけても、なかなか製造や販売、 輸入の差止めが認められない。例えば、ドイツでは、迅速に差止めが認めら れ、被害の拡大を防いでいるとの指摘があることから、日本でも、ドイツ並 みに迅速かつ的確な侵害差止めがなされるよう、制度と運用を改善すべきで ある。

(4) 低すぎる損害賠償額の早期是正を

わが国の訴訟における損害賠償額は低廉に押さえられており、仮に権利を持つ中小企業が勝訴した場合であっても弁護士費用すら支出できないという実態が、多くの中小企業から指摘されている。また、TPPとの関連では、著作権法、商標法において法定損害賠償の導入が求められている。こうした状況を踏まえ、低すぎる損害賠償額については、早期に是正する必要がある。

一方、損害賠償の額を上げることについては、その内容いかんによっては わが国の訴訟環境を大きく変え、パテントトロール等が日本で積極的に訴訟 を提起する事態を招くとの指摘があり、この点に十分に注意する必要がある。

そこで、現在の低すぎる損害賠償額を是正するために、特許法102条各項に基づく算定の見直しや法定損害賠償の導入など、損害賠償の額を適切な水準に引き上げる方策を検討すべきである。特に、同法102条3項の特許実施料相当額については、平成10年改正で「通常」の文言を削除し、訴訟当事者間の具体的事情を考慮した妥当な金額が認定できるようにしたところであるが、法改正後も侵害の態様、交渉経緯などの具体的事情が裁判において増額要因として認定され難いという調査分析もある。そのため、裁判所が独自の判断で決定している同法102条各項に基づく算定については、関係者の理解を深めるために、透明性を高める見直しを早急に行う必要がある。

弁護士費用については特許権者が侵害者を訴える場合に限り、敗訴侵害者の負担となるよう民法709条の相当因果関係の判断に関する運用を見直すべきである。

(5) 知財紛争に係る中小企業支援策を強化する

中小企業が知財紛争で勝てない要因として、特許の内容が不十分であることや、訴訟を依頼した弁護士が知財紛争に精通していないなど、中小企業側の問題を指摘する声がある。

一方、経験豊かな弁理士や知財弁護士は、利益相反のために中小企業から の依頼を断ることがあるのも実態である。中小企業の実質的なハンディをな くすためには、思い切った中小企業支援策が必要である。

● 中小企業に対する裁判費用の支援等

訴額に比例した高すぎる裁判費用も、中小企業が多額の損害賠償を求めて訴訟提起することを困難にしている。例えば、訴額が100億円の訴訟を提起する場合には、1,600万円程度を裁判所に一旦納付する必要があり、資金繰りに余裕のない中小企業には手当が困難である。また、知財訴訟における弁護士費用の捻出も中小企業には大きな負担となる。そのため、中小企業に対する裁判費用の助成措置や減免制度、知財訴訟における弁護士費用保険制度の創設などを検討すべきである。

● 知財総合支援窓口の機能強化による、侵害・訴訟への対応備えを含めた戦略 的な特許取得支援

知財訴訟を経験したことがある中小企業の割合は極めて少ない。そのため、中小企業においては、業界の技術動向等を見据え、訴訟にも耐えうる戦略的な特許を取得しようという意識は依然として低い。このような状況を踏まえ、中小企業が知財総合支援窓口に特許出願を相談した際には、第三者的視点から出願内容を分析し、侵害・訴訟への対応備えも含めたアドバイスを受けられるように、相談窓口の機能を強化する必要がある。

- 知的財産に詳しい弁護士を業界団体等が紹介する制度の創設 特に地方においては、知財に詳しい弁護士等を探すことは困難であり、これ らの弁護士に関する情報にアクセスできるよう、現在弁護士会が行っている 弁護士紹介制度に加えて、各業界団体等が、自業界やその技術の動向に詳し い弁護士等を紹介することを認めるべきである。
- 調停・斡旋制度の検証及び改善 裁判より早期での解決を望む中小企業のために、既存の調停・斡旋制度の 利用実態を検証し、改善を図る必要がある。
- 2. 日本の知的財産システムを世界に広げる
- ◆ 特許審査ハイウェイ(PPH)をさらに拡大推進すること。
- 特許の対象や審査基準の共通化など、低コストかつグローバルな権利取得支援のため、わが国が中心となって国際特許システムを構築すること。
- 新興国での安定した知的財産の保護による競争力の維持・強化のために、知 財システム構築を積極的に支援すること。なお、任期を満了し特許庁を退職 した任期付審査官の活用や、審査システムをサービスとして新興国に提供す ることも視野に入れること。

- わが国の知財システムの競争力強化に繋がることから、審査品質を維持しつ つ、出願から権利化までの期間の一層の短縮を図り、世界最速かつ最高品質 の特許審査を実現すること。
- パテントトロールのような濫用的な権利行使に対し、他国の動向を踏まえつつ、安易な訴訟提起の防止や差止請求の制限などについて検討すること。
- 3. 国際標準・認証を産業競争力強化に役立てる
- 中小企業に対して、政府の国際標準化に関する取り組みをわかりやすく説明すること。
- 海外展開や輸出促進を図るため、各国の標準規格(例えば、EUにおけるCEマークなど)の取得費用や安全規制に係る費用に対する補助制度を創設すること。
- 中小企業が持つ高い技術や品質を海外で最大限に発揮するため、中小企業等 が持つ技術の標準化やわが国の認証基盤の強化を図ること。
- 国際標準等に関する活動については、民間企業の負担が大きいため、国際会議参加に係る補助制度の拡充や補助対象範囲を拡大すること。
- 製品等の企画開発段階において適切に対応できるよう、国際標準や海外の規格に関する最新動向等の情報提供を強化すること。
- 国際標準や認証等の事例を活用した普及啓発をさらに強化すること。

IV. 活用と保護を重視したコンテンツの競争力強化へ

世界のコンテンツ市場は年平均5%以上の成長率で伸長しているのに対し、 わが国コンテンツ市場の規模はここ数年横ばい・縮小傾向にある。また、わが 国のコンテンツ収支は毎年5000億円以上の赤字が続いている。こうした状況に 対する危機感を関係者が共有するとともに、クール・ジャパンとして海外から 評価が高く、高い潜在力を持つコンテンツ産業の競争力を強化し、海外展開を 促進するべきである。また、アジア諸国における海賊版等の著作権侵害コンテ ンツの流通については、早急に対策を講じる必要がある。

以上のことから、次の施策が必要と考える。

- 1. コンテンツの海外発信を強化してクールジャパンを全世界に
- わが国のコンテンツは海外で高い評価を受けているにも関わらず、コンテンツ産業の輸出比率は依然として低迷している。コンテンツの輸出を国家プロジェクトとして位置づけ、重点的な取り組みを行うこと。
- コンテンツの海外発信について、一過性の流行にとどめず現地への効果的な

浸透を図るため、ターゲットとする国において、国が主導して日本のコンテンツ専門放送局などの情報発信拠点(ジャパン・チャンネル)を設けること。

- 海外で独自のチャネルにより放送枠の確保等の海外展開を行う企業について、省庁横断的な支援を行うこと。
- 放送コンテンツ海外展開促進機構(BEAJ)について、放送局に限らず、 多くの企業が参画できるよう制度を拡大し、日本のコンテンツの海外進出の 促進を図ること。
- 国際見本市への共同出展や海外での日本イベントの開催など、コンテンツの 海外展開や輸出支援策を拡充すること。
- ジャパン・コンテンツ ローカライズ&プロモーション支援助成(通称: J LOP) について、申請手続きならびに精算処理の簡素化を図り、利用し易い制度に改善を図ること。
- コンテンツをはじめとしたクリエイティブ産業の振興を効果的・効率的に行 うため、分野ごとの市場規模、事業所数、従業者数、輸出入額、あるいは著 作権といった知財権ごとの海外との収支などの統計を整備すること。
- 政府が設置を検討している「ジャパン・ハウス」において、日本を代表する コンテンツの重点的なPRを行うこと。
- 魅力あるコンテンツの海外への発信や観光との相乗効果が期待できるフィルムコミッションの推進について、積極的に支援を行うこと。また、札幌コンテンツ特区等で実績のあがった効果的な取り組みについては横展開を図ること。
- 2. 海外における模倣品・海賊版を徹底的に取り締まる
- 模倣品・海賊版対策については、拡散防止条約(ACTA)の加盟促進等を 進めると同時に、経済連携協定や二国間交渉等により知的財産の保護を強力 に働きかけること。
- わが国の劇場内で無断撮影された映像や著作権侵害映像等の違法流通の取締りのノウハウを海外諸国に提供し、海外での取締り強化につなげること。
- 侵害発生国・地域への監視を強化し、明白な権利侵害に対しては警告書を出 すなど、政府機関が積極的に関与すること。
- 海外のコンテンツに関する規制情報の提供および規制緩和・撤廃に向けた取り組みを強化すること。
- 海外現地における抜本的な模倣品・海賊版の対策として、政府の支援のもと、 コンテンツ制作企業、放送局、通信事業者等の関係者が一丸となって日本の 正規優良コンテンツの流通を促進すること。

- 3. 良質なコンテンツを創りだすための著作権法の整備
- デジタル化の進展により著作権の重要性が増していることから、セミナー等により著作権が理解できる人材育成を強化すること。
- 著作物の保護期間延長にあたっては、孤児著作物の問題等のデメリットも考慮し、裁定制度の見直しやライセンシング体制の構築等の利用円滑化の方策を合わせて導入すること。
- 著作権法違反の一部非親告罪化にあたっては、二次創作等に過度な萎縮効果 をもたらさないよう明確な範囲を設定すること。
- 新規のビジネスが活発に創出される環境を整備するため、著作物の公正な利用について検討を行うこと。
- 共同著作物に係る共有著作権の行使について、他の共有者の利益との調整を 図るための制度の整備を図ること。
- 4. コンテンツの活用や制作を支える人材育成の強化を図る
- わが国のコンテンツは、世界で評価されているにも関わらず、海外で十分な収益を上げていない。そこで、海外における日本コンテンツのビジネス展開をマネジメントできるプロデューサー人材の育成に取り組むべきである。
- 若手クリエイターを対象としたコンテストなど、コンテンツ産業を担う人材 育成支援策を強化すること。
- 徳島県徳島市で平成 21 年から開催されているアニメを活用したイベント「マチ★アソビ」が毎回数万人の参加者を集めているように、地域活性化に向けた方策のひとつとしてもコンテンツ活用は有効に働く。そこで、コンテンツを有効に活用した地域活性化策を推進できる人材の育成を強化すること。

以上